

富士論叢

第 65 卷 1=2 合併号
(2024)

〈論文〉

日韓共同宣言の背景と今日的意義 —歴史問題に着目して—	黒澤愛美	1
削除 本人申請による掲載取り下げ		17
ユーロ圏のインフレに対する利上げの有効性	清水良樹	36

東京富士大学経営学部

【論文】日韓共同宣言の背景と今日的意義

—歴史問題に着目して—

黒澤愛美

はじめに

1998年10月8日、小渕首相と金大中大統領が「日韓共同宣言—21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ—」¹（以下、日韓共同宣言）を発表した。それから20年以上が経過し、近年、日韓間で新たな共同宣言の必要性が論じられている。25周年を目前に控えた2023年9月20日には、尹徳敏駐日韓国大使がブルームバーグのインタビューに応じ、「1—2年以内に国賓級の訪問機会を捉えて、東京かソウルで共同宣言を行」うと、具体的な構想を明らかにした²。さらに翌週27日には内外情勢調査会における講演で、現在日韓関係が改善しており、この機に来年には両国首脳によって新たな共同宣言を発表すべきだとした³。

実際に新たな共同宣言の内容が検討されるときには、1998年の日韓共同宣言が踏まえられることになる。田中（2020）は1997年アジア通貨危機から2002年日韓共催サッカー・ワールドカップまでの日韓政治を分析し、日韓共同宣言は金大中大統領の就任から訪日までの日韓間の外交努力の結実であったとする⁴。また、金（2014）は韓国の政権交代にともなう対日政策の連続と変化を考察する中で、日韓共同宣言を含む対日協調は、対北政策及び東アジアの地域協力政策に連動していたと分析する⁵。このように日韓共同宣言に言及する研究はあるが、新たな共同宣言が現実的になりつつある中、日韓共同宣言自体に焦点を当てた研究は少ない。

日韓共同宣言は、いわば長年の懸案である歴史問題に区切りをつけ、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓関係の現在地を確認し、より高次元の新たなパートナーシップの構築を目指すものであった。本稿は日韓共同宣言がどのように実現したか、日韓共同宣言の前後で何が変わり、変わらなかったかを追究する。まずは清算しなければならない歴史問題とはどのようなものであったかを知るために、日韓共同宣言以前の歴史問題を年代を追って整理する。その上で日韓共同宣言の概要、特徴、背景について論じた後、歴史問題を含め、その成果を確認したい。

資料としては、特に関係者のインタビューや自叙伝、談話などを利用し、関係者の行動の意図や展望に注目することで、出来事・物事の背景を明らかにしようと試みた。日韓共同宣言に関しては、多数の文献で触れられているほか、20周年の2018年及び25周年の

2023 年を中心に、メディアによるインタビューや、記念シンポジウムにおける講演記録などもある。

日韓共同宣言の呼称として、日本では「日韓共同宣言」または「日韓パートナーシップ宣言」が用いられている。日本政府やメディアを含め、一般的には「日韓共同宣言」とされることが多い。一方、たとえば 2018 年に開催された 20 周年記念シンポジウムは「日韓パートナーシップ宣言 20 周年記念シンポジウム」と題され、シンポジウム中も安倍首相らが「日韓パートナーシップ宣言」の呼称を用いている⁶。また、日韓関係の研究者の多くが「日韓パートナーシップ宣言」を採用している。本稿は現状、より広く使用されている「日韓共同宣言」の表記とする。

I. 日韓共同宣言以前の日韓歴史問題

1. 1950-70 年代の日韓歴史問題

戦後、韓国がサンフランシスコ講和条約から除外され、日韓間では別途議論が必要となった。冷戦下で日韓協力を重視するアメリカの後押しで、1951 年 10 月から第一次日韓予備会談が開かれ、国交正常化に向けた交渉が始まった⁷。実際の交渉はアメリカは不介入の姿勢を保ち、日韓によって進められた。日韓間には、会談の位置づけについて、すでに歴史認識の差が見られた。日本は国交のない国同士が国交を樹立するためのものと捉え、韓国は過去を清算し和解するためのものとみていた。韓国が日韓間に清算すべき過去があると考えていたのに対し、日本はそのようなものは存在しないと考えていたのである。

1960 年代に入ると、日韓会談を通して、歴史認識の根幹に関わる問題の存在が浮き彫りとなる。それらは日韓併合の合法性の問題と、日本の植民地支配をどう評価するかという問題であった⁸。第一次日韓予備会談から数えると実に 14 年もの間、会談は中断と再開を繰り返しつつも継続された。そして 1965 年 6 月、ついに日韓基本条約が締結され、12 月の発効をもって国交が正常化された。併合の合法性の問題については、結局、関連条約は「もはや無効である」とであると曖昧に表現することで、最初から非合法で無効だったのか、それとも合法で有効だったものが無効化したのか、それぞれが都合の良いように解釈できるようにされた。

植民地支配の評価に関する問題は、1953 年の久保田発言で浮上した。久保田発言とは、第三次日韓会談財産請求権分科委員会第二回会合において、日本政府首席代表である久保田貫一郎が行った発言であり、日本が鉄道や港湾、農地を作ったことが韓国の発展に寄与したとするものである。韓国側はその場で「あなたは、日本人が来なければ、韓国人は眠っていたという前提で話をしているのか。日本人が来なければ、われわれはもっとよくや

っていたかもしれない」と反論し、韓国国内からも強い非難の声が挙がったが、日本の政府、国会、新聞などは久保田を擁護した⁹。これをきっかけに日韓会談が4年間中断することとなる。その後、日韓基本条約締結を前に、椎名悦三郎外相が植民地支配について「反省する」と発言し、そのことが椎名外相と李東元外務部長官の共同声明に記された¹⁰。しかし日韓基本条約に日本の反省や謝罪が記述されることはなかった。

韓国では久保田発言のような、日本の植民地支配に肯定的な発言を「妄言」と呼んでおり、「妄言」は今日に至るまで、日韓間で度々問題となってきた¹¹。1974年に田中首相が衆議院本会議で植民地支配を肯定する発言をしたときには、韓国政府が公式に抗議し、それを受けて日本政府が遺憾を表明することで収拾した。日本政府は1953年の久保田発言のときとは異なる反応を見せたのである。南相九（2015）は「こうした過程を通し少なくとも閣僚が日本の植民地支配を肯定してはいけないということが共通認識として定着していくことになった」と考察している¹²。

2. 1980年代の日韓歴史問題

1980年代には、教科書問題と靖国問題が争点化する。国際問題としての教科書問題は、1982年、文部省が中国大陆への「侵略」という記述を「進出」に書き換えさせていたとの報道から始まった。日中戦争に関する記述であったこともあり、まずは中国政府が抗議し、日中間で大きな問題となった。当初韓国ではあまり関心をもたれなかったが、この中国の対応が韓国にも影響を与えたのだった¹³。そこで中曽根政権は教科書検定の基準に近隣諸国条項を加え、事態の収拾を図った。近隣諸国条項とは、近隣諸国に関する近現代史関連の記述をするときに、国際協力と国際理解という視点から必要な配慮をするというものである。1986年には、検定に合格した「日本を守る国民会議」の教科書がこの近隣諸国条項に違反していると、韓国と中国から批判が上がった。このとき中曽根首相は文部省に再検討を指示し、文部省は出版社に修正を指示するに至った¹⁴。

靖国問題は1985年、やはり韓国と中国との間で問題化した。韓国と中国が靖国参拝に反発する最大の理由はA級戦犯が合祀されていることであるが、A級戦犯が合祀されたと報じられたのは1979年のことである。1985年に中曽根首相が公式参拝すると、中国政府がそれに抗議した。韓国政府は見解を公式に発表することはせず、李源京外務長官が日本人記者団との会見で、「日韓間の歴史的背景に照らし、さらに近隣諸国に対し不必要に望ましくない感情を引き起こすことのないよう」対処してほしいと発言するにとどまった¹⁵。その後、中曽根首相は中国や韓国への配慮から参拝を取りやめ、1996年まで日本の首相が靖国神社を参拝することはなかった。

また、教科書問題や靖国問題で中曽根政権が積極的に対応した1980年代半ば、文相であった藤尾正行による「妄言」が複数回にわたった。1986年10月には、日韓併合について

は朝鮮人側にも責任があるという主旨の発言をし、在日韓国公使が「日韓国交正常化以来、最も重要な事件である」と非難した。中曽根首相はここでも積極的な動きを見せ、藤尾文相を罷免している¹⁶。「閣僚が日本の植民地支配を肯定してはいけない」という認識は、日本政府にすっかり定着した。

3. 1990年代の日韓歴史問題

1990年代初めには慰安婦問題が日韓歴史問題に加わる。1990年6月の参議院予算委員会において、慰安婦の実態調査要求に対し、民間の業者が慰安婦を軍とともに連れ歩くといった状況のようであるから、そのような事態について調査して結果を出すことはできないとの答弁があった¹⁷。それに対して韓国の金学順が記者会見を開き、自分は日本軍によって慰安婦にされていたと証言した。この金学順の証言を機に、各国で慰安婦被害者が名乗り出始める。1992年1月に防衛庁防衛研究所図書館で日本軍の関与を示す公文書が発見されると、加藤紘一官房長官が日本軍の関与を認める談話を発表した。同月、訪韓した宮澤首相が慰安婦被害者やその支援者に取り囲まれるという事件が起こり、これが日本政府が本格的な調査を始めるきっかけの1つになった¹⁸。調査の結果、1993年8月、河野洋平官房長官が談話で慰安婦の徴収及び慰安所における「強制性」を認め、「お詫びと反省の気持ち」を述べるとともに、具体策の検討を表明した。けれども宮澤内閣は具体策を講じることのないまま退陣し、その後の細川内閣、羽田内閣においても実現しなかった。

そして1994年6月、自民党、社会党、新党さきがけの3党が連立に合意し、村山富市社会党委員長を首相とする村山内閣が発足した。戦後50年を控え、「新しい連立政権樹立に関する合意事項」では、「過去の戦争を反省し、未来への決意を表明する国会決議の採択などに積極的に取り組」み、また、そのための協議機関を設置するとされた。その一方で、社会党は「自衛隊合憲、日米安保堅持」を受け入れた。村山政権は連立という特徴を生かし、これまで保革の対立で取り組むことのできなかった問題に着手していったのである。しかし、国会決議は歴史観の差から自民党と社会党が激しく対立し、結局は「妥協の産物」¹⁹となった。「侵略行為」ではなく「侵略的行為」という表現が、「世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし」との形で挿入され、責任の所在が曖昧になった。そこで村山首相は終戦記念日に談話を発表し、日本が植民地支配と侵略によってアジア諸国をはじめとする多くの国々の人々に被害を与えたことを認め、謝罪した。村山談話に対して自民党では不満が見られたが、談話を否定したら村山首相が辞任してしまうかもしれないという恐れから、自民党の閣僚も閣内にいる間は批判しないとの姿勢であった²⁰。

また、合意に基づいて「戦後五十年プロジェクト」が立ち上げられ、その中に慰安婦問題小委員会が設置された。この委員会における議論の結果を受け、日本政府が慰安婦問題

について道義的責任を認め、「女性のためのアジア平和国民基金」が設立された。河野談話のいう具体策が実現したのである。

李元徳（2006）は、1990年代以降、日韓間の歴史摩擦が頻度、深度ともに激化したと指摘する。そして歴史摩擦の類型の1つとして「妄言」を挙げる²¹。河野談話や村山談話をはじめとする歴史問題への積極的な取り組みが、保守の反発を呼んだのである。確かに、先に見たように植民地支配を肯定してはいけないという価値観が日本政府に根付き、村山談話以降はその類の「妄言」はなくなった²²。しかしながら、特に村山首相が村山談話から間もなくして、日韓併合条約は有効だったという旨の発言をした際は、韓国と北朝鮮との間で深刻な事態となった²³。日韓併合の合法性の問題に関しても、日韓の差はそのままになっていたのだった。

戦後の日韓関係は国交正常化交渉から始まった。その過程では日韓併合が合法だったか、日本の植民地支配をどう評価するかなどについて、日韓の認識の差が問題化した。そしてその認識の差から日本の政治家らによって発せられる「妄言」もまた、日韓間に摩擦を呼び起こした。そして日韓基本条約が締結され国交が正常化されたあとも、教科書問題、靖国問題、慰安婦問題などの歴史問題が代わる代わる浮上した。日本政府は教科書検定基準に近隣諸国条項を設けたり、首相の靖国神社参拝を控えたりするなど、度々外交関係に配慮した積極的な対応を見せたが、日韓歴史問題を収束させることはできなかった。小渕首相と金大中大統領は、日韓の未来のため、歴史問題が再び争点とならないような形で、日韓共同宣言を行いたいと考えていた。

II. 日韓共同宣言

1. 日韓共同宣言の概要と特徴

1998年10月7日から10日に金大中大統領夫妻が国賓として訪日した際、金大中大統領と小渕首相が会談を行い、日韓の過去・現在・未来について議論した。その結果、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓関係をより高次元の関係に発展させ、「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」を構築することをともに決意し、宣言したのが日韓共同宣言である。

日韓共同宣言を発案したのは、1997年10月に駐韓日本大使に着任した小倉和夫である。小倉は自身の発案の理由を2つ挙げている。1つは1998年1月に、日本が日韓漁業協定の終了を通告したことである。小倉はこれを「日本が韓国のほっぺたをたたいた」と表現し、そのようなことは歴史問題を抱える日韓間では初めてのことだったとする。そして「それだけ日韓は対等になったということで、新しい出発点になるのではないかと考えた」とい

う。もう 1 つは、アジア通貨危機である。当時、日本は直接的な影響を受けなかったが、韓国は困難な状況にあった。そこで小倉は「こういう時こそ過去だけでなく未来に向けたことを一緒にできないか」ということを思ったのだった²⁴。日韓漁業協定とアジア通貨危機について、詳しくは後述する。

小倉駐韓大使の発案が現実のものとなり、1998 年 10 月 8 日に両国首脳によって発表された日韓共同宣言は、11 項目から構成される。まず 1 項目では、宣言の性格がこの節の冒頭のようにまとめられている。2 項目は、今後の善隣友好協力関係のために、「両国が過去を直視し、相互理解と信頼に基づいた関係を発展させていくことが重要である」とし、第 1 章で見たような歴史問題に区切りをつける内容になっている。続く 3 項目は、特に国交正常化以来発展させてきた日韓の協力関係を振り返ることで現在地を確認し、それを「両国国民間の広範な交流と相互理解に基づいて今後更に発展させていく」との決意表明をする。そして 4 項目で政治、安全保障、経済及び人的・文化交流の幅広い分野においてより高次元の協力関係を目指すと述べ、それぞれの分野について 5 項目から 10 項目で触れている。最後に 11 項目で新たなパートナーシップの構築・発展における両国国民の参加の重要性を強調する。

この日韓共同宣言の特徴を 4 つ挙げることができる。最も重要な特徴は、日本が植民地支配について文書という形で初めて謝罪したことである。過去を直視することの重要性を謳った 2 項目で、小渕首相が日本が植民地支配で韓国国民に被害を与えたことを認めて謝罪し、これを受けて金大中大統領が、今両国に求められているのは「和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互い努力すること」であると返した。宣言の作成にあたっては歴史問題が最大の争点となったが、金大中大統領から、一度文書の形で日本が謝罪したら、韓国政府は二度と歴史問題を取り上げることはしないとの要請があった。この要請は金大中大統領に取り、重大な政治決断であった。これに対し、日本は要請を受け入れれば他国からも同様の要請がある恐れがあったが、小渕首相もまた大きな政治決断として、金大中大統領の言葉を信じて宣言内での謝罪を決めたのだった²⁵。

2 つめは今後の日韓関係を国際社会の中に位置づけたことである。協力関係をより高次元のものにすると述べた 4 項目で、「単に二国間の次元にとどまらず、アジア太平洋地域更には国際社会全体の平和と繁栄のために」発展させるのだとしている。「日韓関係の国際化」である²⁶。宣言には、協力関係を具体的に実施していくための付属書「21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」²⁷（以下、行動計画）がある。行動計画では、国連をはじめとする国際機関や地域的な政策協調の枠組みにおいて、様々な分野で協力していくことが 41 項目にわたり記されている。

3 つめは、人的・文化交流を重視したことである。10 項目で、諸分野における日韓協力を進めていく上で、政府間のみならず国民間の相互理解と交流が重要であり、人的・文化交流の拡充を目指すとしている。小渕首相には「ただ単に政府間で合意文書を取り交わすだけではなく、確実に民間レベルに交流のうねりを広げていきたいという強い思い」があ

った²⁸。そして最後に、金大中大統領が、韓国において日本文化を開放していく方針を明らかにしたことである。韓国では長年、日本の大衆文化が規制されてきた。人的・文化交流と日本文化開放については後述する。

宣言の作成にあたって最後まで残った懸案としては、漁業協定、天皇の訪韓問題、在日韓国人の地方参政権問題があった²⁹。宣言において、漁業協定については「交渉が基本合意に達したことを心から歓迎する」としている。先に触れた通り、日韓共同宣言と同年の1998年1月、日本が韓国に対し、漁業協定の終了を通告した。日韓両国が1996年に国際海洋法条約の締約国になって以来、日韓間では同条約を踏まえた新たな漁業協定締結に向けた交渉が続けられてきたが、合意に至れずにいた。終了通告当時は橋本政権であり、外務大臣であった小渕が協定の終了について談話を出している。それによると、旧協定が締結されてからすでに30年が経過していたため、「新たな漁業秩序を早急に確立するとの決意の下で」の通告であった³⁰。その後交渉は首脳会談直前までもつれたが、無事基本合意に至ったのだった。高村外務大臣は、談話を発表し、「両国間の大きな懸案であった漁業問題が、金大中大統領の訪日を控えたこの時期に基本合意に至ったことは、両国が協力して困難な問題を解決する能力を有していることを示すものであり、まさに、21世紀に向けた両国のパートナーシップを構築していく上で極めて意義深いことである」と評価した³¹。日韓は共同宣言だけでなく、それと並行して難題であった漁業協定でも合意を達成したのであった。天皇の訪韓と在日韓国人の地方参政権については、韓国側が意欲を見せており小渕首相も前向きであったが、実現は困難であった³²。在日韓国人地方参政権については、宣言で、在日韓国人が日韓両国国民の架け橋となり得るとの考えから、その地位向上のための協議を継続していくとするにとどまった。

2. 日韓共同宣言を可能にした要因

(1) 国際情勢

当時の国際情勢を考えたとき、共同宣言を可能にした要因を2つ挙げるができる。1つは1996年頃から、アジア・太平洋をめぐる主要国の間で「競争的協調外交」が盛んに行われるようになったことである。五百旗頭（2010）によれば、各国が冷戦期とは異なりイデオロギーとは無関係に、より多くの二国間協調関係を多角的に作り出そうとした。この「多角的協調ゲーム」においては、適度な協調関係を保つことが重要となる。各国は「1曲ごとに別の人と踊るように、首脳会談を行って『パートナーシップ』を表明し合う」。その結果、アジア・太平洋地域に生み出された新秩序は、「マルチ（多国間）のさまざまな会議体が上空を緩やかに縁どりし、地下には日米安保の背骨が通っている。その間で二

国間外交や経済と文化の交流が多角的に展開されている」。このような三層構造を基本とした緩やかな秩序であった³³。1998 年の秋以降も各地で首脳会談が行われた。日本もこの時期、韓国、ロシア、米国、中国との首脳会談に加え、APEC 首脳会議や ASEAN+3 首脳会議を行っている³⁴。日韓首脳が会談し、日韓共同宣言でパートナーシップを表明したのも、こうした国際動向があつてのことであった。

もう 1 つはアジア通貨危機である。1997 年 7 月にタイのバーツから始まり、アジア各国で大幅な通貨下落が起こった。韓国もまた深刻な状況に陥り、国際通貨基金（IMF）に緊急融資を申請するほどであった。以前から経常収支の慢性赤字、対外累積債務 1,600 億ドル、財務過多などを抱えており、そこへアジア通貨危機が起こったのだった。緊急融資申請後は IMF の管理下に置かれ、公共、金融、財閥、労働の四大改革に取り組んだ。1998 年には経済成長率がマイナス 8%まで下落し、失業率はピーク時に 10%近くまで増加した³⁵。このとき日本政府は IMF とは別に、アジアの国々を支援するためのアジア通貨基金（AMF）を創設する構想を提唱したが、米国がこれに反対した。現状のアジアに必要なのは「構造改革による体質改善」であり、単に金融支援を行うだけでは解決にならないとの考えからであった。そこで日本政府は AMF ではなく、単独で個別に支援を行うこととし、タイに 40 億ドル、インドネシアに 50 億ドル、韓国に対しては 100 億ドルの融資を行った³⁶。

日韓共同宣言では、金大中大統領が日本によるこれまでの多岐にわたる対韓国経済支援を評価し、小渕首相が引き続き韓国の経済困難克服の努力を支持するとした。そして行動計画では、日本による対韓国経済支援について、「総額 30 億ドル相当円程度の日本輸出入銀行による融資の実現を図る」と、具体的な数値が設定された。先に見たように、宣言発案者である小倉駐韓大使は「こういう時こそ過去だけでなく未来に向けたことを一緒にできないか」と考えた。韓国では日本の経済支援の必要性が高まっていたのである。

（2）両国首脳

日韓関係は両国首脳の対韓・対日姿勢や、歴史問題に対する態度に大きく左右される。従って政権交代時に大きな変化が起こりやすい。同一政権であっても、歴史問題に関わる首脳の行動一つで、日韓関係が急激に悪化することもある。日韓共同宣言をめぐっては、歴史問題での日韓和解に向けた金大中大統領の積極性が顕著であった。日韓共同宣言は金大中大統領の訪日の際に、日韓首脳会談を経て発表されたが、金大中大統領は訪日にあたり、日韓間の歴史問題に区切りをつけ、今後は「同伴者」となれるよう環境を整えたいと考えていた。また、歴史問題を 21 世紀に持ち越してはいけないとの意識もあった。

日本滞在中には、日韓関係を友好的なものにしようする姿勢を各所で見せている。滞在初日には天皇主催の晩餐会に出席し、天皇に対し、韓国で一般的に用いられている「日王」

ではなく、「天皇陛下」の呼称で語りかけた。訪日前後、韓国では天皇の呼称をめぐって議論が起こり、一部から「日王」と呼ぶべきとする声が挙がっていた。これについて金大中大統領は、その国の国民の呼び方に倣うべきで、日本なら天皇、イギリスなら女王と呼ばばよいのであって、それを変えて相手を刺激する必要はないと、韓国国民に説明した。また、天皇の前では歴史問題への言及を避けた。それは日本人は天皇という存在や歴史問題に敏感であり、天皇に対して歴史問題を持ち出すことは日本人の反感を買うことになるとの考えからであった³⁷。実際、2012 年に李明博大統領が「天皇が韓国を訪問したいなら、独立運動の犠牲者に謝罪すべきだ」と発言したときには、日本で強い反発があった。このような金大中大統領の行動の結果、日本のメディアも「金大中大統領が両国の親交に切実な思いを見せた」などと評価している³⁸。一方小渕首相も、韓国や中国との間の歴史問題について、「21 世紀を担っていく若い世代のためにも、20 世紀のことは 20 世紀のうちに解決をしたい」と願っていた³⁹。日韓共同宣言はこうした両国首脳の日韓友好への思いと、それを実行するリーダーシップによって実現したのである。

加えて、首脳間の人間関係も注目に値する。1998 年 3 月に金大中大統領と橋本内閣の外相であった小渕が会談している。その際、小渕外相が「大統領が日本を訪問していただければありがたい。過去を踏まえ、前向きな日韓関係を築きたい」とし、金大中大統領が「今後の日韓関係の発展のため、日本は明確に過去を清算し、韓国は日本に対して正しい評価をしなければならない」と応じた⁴⁰。小渕首相の就任以前から、両首脳は日韓共同宣言に向けた意識を共有していたのである。金大中大統領日本滞在初日の晩餐会後に開かれたパーティでは、金大中大統領が小渕首相に、世界中が小渕首相に注目しているから頑張ってもらいたい、人徳があるから理解してもらえるはずだと話した⁴¹。小渕首相は 1998 年 7 月末に首相に就任したが、小渕内閣発足時の支持率は 24.8%と、それまでの歴代内閣の中で 2 番目の低さだった。その後支持率は、12 月に好転するまで数か月間下がり続けた⁴²。金大中大統領訪日は小渕内閣が厳しい状況にあった時期であり、小渕首相は金大中大統領の言葉に励まされたという⁴³。日韓共同宣言は小渕首相と金大中大統領のパートナーシップによって実現したとも言える。

III. 日韓共同宣言の今日的意義

1. 日韓共同宣言後の日韓歴史問題

2000 年代に入り、以前から存在していた複数の歴史問題が再燃した。主なものに教科書問題、靖国問題、竹島問題、慰安婦問題がある。最初に再浮上した教科書問題は、日韓共同宣言の有効性を揺るがす事態を引き起こした。発端は 2001 年、「新しい歴史教科書をつ

くる会」による教科書が文部科学省の教科書検定に合格したことである。韓国政府はこの教科書が歴史を歪曲しているとし、駐日韓国大使を召還して抗議した。その後、日本政府が修正要求に応じなかったため、韓国政府が日本文化開放の中断を発表し⁴⁴、また、韓国国会が教科書の修正と日韓共同宣言の廃止を求める決議を全会一致で可決した⁴⁵。

教科書問題が過熱した2001年、靖国問題も小泉首相の参拝を機に再び争点化した。前述の通り、1985年、中曽根首相の公式参拝に韓国と中国が反発を示して以降、首相在任中の参拝は対外関係を考慮して控えられるようになっていた。けれども小泉首相は2001年から首相退任の2006年まで毎年参拝し、その度に韓国と中国で批判が起こった。「靖国神社への参拝は多くの戦没者に敬意と感謝の意を表すためのものであり、A級戦犯のために参拝しているのではな」いなど⁴⁶、自身の参拝について度々説明し、韓国語や中国語でも発信したが、理解を得ることはできなかった。

竹島をめぐる日本と韓国の対立が激化したのは、2005年に島根県議会が「竹島の日」を制定したときのことである。竹島は1905年2月22日に島根県に編入された。2005年はちょうど100周年にあたるため、島根県議会はこれを記念して2月22日を「竹島の日」としたのであった。竹島問題は日本では領土問題として扱われることが多いが、韓国では歴史問題であるとの認識が強く、植民地支配の過程で奪われた島と捉えられている。盧武鉉大統領は2004年の日韓首脳会談の時点では、歴史問題は「私の任期内には公式には提起しない」としていたが、「竹島の日」制定を受け、外交戦争も辞しないと対日姿勢を転換させた⁴⁷。

そして2007年には慰安婦問題が「グローバル化、普遍化」⁴⁸した。これを引き起こしたのはいわゆる安倍発言である。安倍発言とは、「当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった」という、2007年3月1日の記者会見で発せられたコメントを指す⁴⁹。これが国内外を問わず多くの批判を集めた。さらに安倍発言から3か月後の6月14日、日本の国会議員44名や言論人らが米紙ワシントンポストに意見広告「THE FACT」を掲載し、安倍発言同様、強制を示す文書がないと主張した。安倍発言やTHE FACTを受け、米国下院議会在慰安婦問題について日本政府に謝罪を要求する決議を採択したのを皮切りに、韓国国会を含む各国議会から同様の非難決議が相次いだ。

徴用工問題の場合、2018年の韓国大法院判決によって新たに政治問題化した。元徴用工4名が植民地時代に強制労働させられたとして新日鉄住金を訴えて勝訴し、新日鉄住金には元徴用工1人あたり1億ウォン（約1,000万円）の賠償が命じられた。これにより、徴用工問題も未解決の歴史問題の1つであるとの認識が韓国社会で広まった。

「戦後最悪の日韓関係」といった表現が度々使われてきたが、この間、日韓関係が短期間のうちに目立って悪化したのは、2012年の李明博大統領のときであった。この年8月10日、李明博大統領が竹島に上陸したが、韓国の大統領による竹島上陸は初めてのことであった。そして14日には、天皇に独立運動の犠牲者への謝罪を求める発言をし⁵⁰、李明博大統領の「天皇謝罪要求発言」として報道され、日本の市民社会からの大きな反発があった。

日本の国会で李明博大統領の竹島訪問と天皇謝罪要求発言に抗議する決議案が採択され、複数の自治体から対韓国外交の見直しを求める意見書が提出された。その後、李明博大統領が日本に誤解されて伝わっているとし、「侮辱したり、無理な要求をしたりする意図ではなかった」、「日本の首相は歴史問題で何度も謝罪するが、交代すると発言が変わる。日本で大きな存在感のある日王（天皇）の誠意ある言葉があれば、問題の解決に役立つ」との意味であったと説明したが⁵¹、事態は収拾しなかった。

2000年代には教科書問題、靖国問題、竹島問題、慰安婦問題などが、日本側の行動に韓国側が反応する形で問題化した。教科書問題や靖国問題については内政干渉だとする声もあるが、メディアや市民社会から批判が上がれば、民主主義国家である韓国の政府がそれらを見做すことは難しい。また、日韓共同宣言にあたっては、韓国側が日本が文書の形で謝罪すれば今後歴史問題を提起することはしないと、日本政府はその要望を受け入れることとした。けれどもそれに拘束力はなく、結局歴史問題は日韓間で争点となり続けた。

2. 行動計画の成果

小渕首相と金大中大統領が歴史問題に区切りをつけ、新しい日韓関係を築いていこうと発した日韓共同宣言以降も、日韓間で歴史問題が絶えることはなかった。それでは日韓共同宣言は無意味だったのか。日韓共同宣言の成果を知るために、実際に行動計画がどのように実行され、どのような結果を生んだのか見ていきたい。共同宣言が発表された当時、日韓関係において重要な課題であったのは、青少年交流の充実、韓国における日本の大衆文化の開放、2002年のワールドカップ共催の3つであった⁵²。行動計画には数多くの目標や指標が掲げられているが、ここではそれら3つに関連する事柄を取り上げてみたい。

（1）青少年交流の充実

先に述べたように日韓共同宣言は人的・文化交流を重視していたが、中でも若い世代の交流に注目していた。行動計画の項目の1つに「青少年交流の拡大」があり、そこでは韓国の理工系大学学部留学生の派遣・受入事業の共同実施、青少年交流事業の支援、ワーキング・ホリデー制度の実施、中高生交流事業の実施が挙げられている。

理工系大学学部留学生の派遣・受入事業の共同実施は、1999年に「日韓共同理工系学部留学支援事業」として実現され、2019年に「日韓共同高等教育留学生交流事業」に改編された。改編後は理工系学部生だけでなく、文系理系を問わず大学院生も対象となっている。選抜されると奨学金として学費全額と生活費が支給される⁵³。

青少年交流事業の支援の例としては、「第2回日韓青少年ネットワーク・フォーラム」へ

の支援が挙げられている。このフォーラムは日韓の青少年と青少年指導者の交流の場であり、第2回は1999年に韓国で開催され、日韓合わせて約100人が参加した。「新しい千年の日韓青少年交流：その方向と実践課題」をテーマに、大学生、高校教員、NPOの3つの分科会に分かれて討議し、その結果まとめられた共同発表文では、「日韓両国が21世紀の新たなパートナーシップを構築していく上で相手に対する尊重と理解が先立たなければならないという点で認識をともにし、正しい歴史認識を涵養するための努力を引き続き傾けながら、多角的（マルチパラダイム）な視点から未来志向的な交流と協力を拡大していくこと」の決意が表明された⁵⁴。

日韓ワーキング・ホリデー制度は1999年に導入された。ワーキング・ホリデー制度とは、「相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度」である。日本は1980年にオーストラリアとの間で初めて同制度を開始した。現在では29か国・地域との間で導入しているが、そのうち韓国との間での導入は4番目に早かった⁵⁵。制度開始時は査証発給枠を韓国への入国、日本への入国それぞれ1,000件としていたが、韓国から日本への入国を希望する申請者が急増し、2002年に1,800件、2006年に3,600件、2009年に7,200件、そして2011年に現在の10,000件まで拡大した⁵⁶。

中高生交流事業は1999年度から「日韓学術文化青少年交流共同事業体」の事業に加えられた。同事業体は、国民間の人的交流及び学術・文化交流を推進する機関である。日本側の事務局は日韓文化交流基金が担っており、現在は、たとえば韓国の高校生が日本に滞在し、地域の特色や日本文化を体験するプログラムを実施している。中高生交流事業の追加で、日韓文化交流基金における青少年交流事業の規模は一挙に2倍まで拡大した⁵⁷。

（2）韓国における日本文化開放

韓国政府は日本の大衆文化を規制してきた。鄭（2013）は、その主な理由として「過去に植民地支配を受けたという歴史的事実からくる『対日感情』への懸念」、「韓民族固有の文化までもが侵略されるのではとの不安と警戒感から派生する『国民感情』への配慮」、「国内の文化産業が圧迫されるという『経済的影響』への危惧」の3つを挙げている。国交正常化以降、韓国では日本文化開放が様々に議論されてきたが、公論化されたのは1994年のことである。金大中大統領は当初から文化鎖国主義に反対であり、日本文化開放に関しても、文化の輸入を禁止すると低質の文化が蔓延するとの考えであった⁵⁸。そして日韓共同宣言で金大中大統領によって日本文化開放の方針が発表され、日本文化は段階的に解禁されることとなった。宣言と同月に第1次開放が実現され、たとえば映画に関しては世界四大映画祭の受賞作などに限って開放され⁵⁹、初めて公式に上映された日本映画は北野武監督の『HANABI』であった。韓国では文化開放前から日本文化が入ってきていたが、

文（2015）は、開放後の「文化的ジャパナイゼーション」は以前とは比較にならないほどであったとしている⁶⁰。第2次文化開放は1999年9月になされ、このとき公開された岩井俊二監督の映画『ラブレター』は韓国で大きな話題となった。劇中に登場する「お元気ですか」の台詞は、今でも韓国で広く知られている。2000年6月の文化開放では、映画は18歳未満観覧不可のもの以外、全てが解禁された⁶¹。その後、2001年に教科書問題や靖国問題の影響を受けて一時中断されたが、盧武鉉大統領の就任後も日本文化開放の政策は継続され⁶²、2004年の第4次開放でドラマの一部制限を除き全面開放された⁶³。

（3）日韓共催サッカー・ワールドカップ

2002年5月末から6月末まで、日韓共催でサッカー・ワールドカップが開かれた。ワールドカップを2か国で開催するのは前例のないことであった。また、ソウルでの開会式には小泉首相と高円宮夫妻が出席したが、皇族が韓国を公式訪問するのは戦後初めてのことであった⁶⁴。4年前の前大会で初めてワールドカップ出場を果たした日本と韓国であったが、この大会で日韓ともにグループリーグを突破し、決勝トーナメントに進出した。互いに応援し合うサポーターの姿が連日メディアで報道され⁶⁵、特に韓国のサポーターが赤いTシャツで応援している様子は日本でも注目を集めた⁶⁶。横浜で行われた決勝戦・閉会式には金大中大統領が出席し、ワールドカップ閉会後に首脳会談が開かれた。会談を終えて発表された「日韓首脳の未来に向けた共同メッセージ 2002年サッカー・ワールドカップ共同開催成功を超えて」は、ワールドカップ共同開催の成功が、日韓関係をより高次元のものにしていく上で貴重な財産になったと評価し、「ワールドカップを契機に醸成された日韓友好の気運を維持し、両国関係を更に発展させるために両国の国民と政府があらゆる叡知を結集すべきである」とした⁶⁷。もちろん日韓共同宣言以前にワールドカップの日韓共催は決定されていたが、日韓共同宣言でワールドカップについて明記したこと、そして日韓共同宣言が日韓間に友好的な雰囲気を生んだことが、共催ワールドカップ成功に繋がったと言える。

また、ワールドカップが開催された2002年は「日韓国民交流年」とされ、相互理解を目的としたスポーツ交流や青少年交流などの事業が860件以上実施された。翌年2003年には「日韓共同未来プロジェクト」が施行され、ワールドカップを記念し、スポーツ交流と青少年交流に関連する日韓共同案件への日韓政府による支援が始められた⁶⁸。

おわりに

日韓共同宣言は、競争的協調外交とアジア通貨危機という当時の国際情勢の中で、21世

紀に歴史問題を持ち越すことなく、より高次元の新たな日韓パートナーシップを構築しようとする小渕首相と金大中大統領のリーダーシップによって実現した。その最大の特徴は、日本が初めて文書という形で植民地支配について謝罪したことであった。しかしながら、両首脳の間期待とは異なり、日韓共同宣言以降も歴史問題は日韓間で争点となり続けた。

けれども、特に人的・文化交流の分野では具体的な成果を出している。青少年交流に関する取り組みは、宣言が発表されて間もなく次々と実行された。韓国における日本文化開放は段階を経て全面開放に至り、現在ではアニメや食文化をはじめ、韓国における日本の大衆文化の浸透を容易に観察することができる。さらに日韓共催サッカー・ワールドカップは、日韓協力の代表的な成功例となった。これらは宣言を単なるスローガンで終わらせることのないよう、行動計画を付随させて実効性をもたせた結果でもある。

今日、市民レベルの日韓関係は政府レベルとは無関係に拡大・深化しており、日本でも歴史問題が報道される一方で、街中に韓国ヘア・メイクや K-POP が溢れている。日韓共同宣言が発表されずとも時間を経れば同様の状況に行き着いたかもしれないが、日韓共同宣言が今日の状況を作り出した一要因であることは確かである。そして人的・文化交流は、日韓共同宣言が重視していたことでもあった。市民社会の日韓関係に目を向けたとき、実は小渕首相と金大中大統領が思い描いていた両国の未来と近いものになっているのではないだろうか。

¹ 外務省「日韓共同宣言—21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ—」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/a.o/na/kr/page1_001262.html)

² ブルームバーグ 2023 年 9 月 22 日「新「日韓共同宣言」を1-2年で模索、欧州のような関係を—韓国大使」

(<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-09-21/S19OS7T0G1KW01>)

³ 朝日新聞 2023 年 9 月 27 日「新たな日韓共同宣言を 韓国大使、25 周年で「この機会を逃さない」

(<https://digital.asahi.com/articles/ASR9W675JR9WUTFK017.html>)

⁴ 田中悟「第 4 章 小春日和の時代—アジア通貨危機から日韓共催ワールドカップまで、一九九七～二〇〇二年—」木村幹、田中悟、金容民編著『平成時代の日韓関係 楽観から悲観への三〇年』ミネルヴァ書房、2020 年。

⁵ 金栄鎬「韓国の政権交代と対日政策—日韓六五年体制からみた連続と変化—」日本国際政治学会編『国際政治』第 177 号、2014 年。

⁶ 平成 30 年 10 月 9 日「日韓パートナーシップ宣言」20周年記念シンポジウム

(https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201810/09japan_korea.html)

⁷ 日韓会談については高崎宗司『検証 日韓会談』岩波書店、1996 年に詳しい。

⁸ 南相九(2015)は、日韓会談で争点になった大きな問題は「日本の植民地支配が合法だったか不法だったか」と「植民地支配が韓国に被害を与えたのか発展に寄与したのか」の 2 つであったと整理している。南相九「第一章 歴史問題と日韓関係」木宮正史、李元徳編『日韓関係史 1965-2015 I 政治』東京大学出版会、2015 年。

⁹ 高崎(1996)51-63 頁。

¹⁰ 南相九(2015)326 頁。

¹¹ 「妄言」については高崎宗司『「妄言」の原型 日本人の朝鮮観 定本』木犀社、2014 年に詳しい。

¹² 南相九(2015)327・328 頁。

¹³ 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か 歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』ミネルヴァ書房、2014 年、80-86 頁。

¹⁴ 南相九(2015)330・331 頁。

¹⁵ 同上、331 頁。

¹⁶ 高崎(2014)302-308 頁。

¹⁷ 第 118 回国会参議院予算委員会第 19 号平成 2 年 6 月 6 日会議録。

¹⁸ 大沼保昭、岸俊光編『「慰安婦」問題という問い 東大ゼミで「人間と歴史と社会」を考える』勁草書房、2007 年、189・190 頁。

-
- ¹⁹ 薬師寺克行編『村山富市回顧録』岩波書店、2018年、258頁。
- ²⁰ 宮城大蔵『現代日本外交史 冷戦後の模索、首相たちの決断』中央公論新社、2016年、66頁。
- ²¹ 이원덕「제 12 장 한일 과거사 갈등의 구조와 해법 모색」김영작, 이원덕 편『일본은 한국에게 무엇인가』서울, 한울, 2006年。
- ²² 南相九(2015)339頁。
- ²³ 高崎(2014)265-275頁。
- ²⁴ 朝日新聞 2023年10月8日「「パートナーシップ」に込めた意味 日韓共同宣言、発案者語る舞台裏」(<https://digital.asahi.com/articles/ASRB80C5WRB5UHBI02C.html>)
- ²⁵ 日本国際問題研究所「「日韓パートナーシップ宣言」20周年記念シンポジウム」高村正彦自由民主党前副総裁講演内容」(https://www2.jiia.or.jp/pdf/forum/181009-masahiko_koumura_keynote_speech.pdf)
- ²⁶ 朝日新聞 2023年10月8日。
- ²⁷ 外務省「(附属書)21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page1.001263.html)
- ²⁸ 鈴木美勝『日本の戦略外交』筑摩書房、2017年、259頁。
- ²⁹ 朝日新聞 2023年10月8日。
- ³⁰ 外務省「小淵外務大臣談話 日韓漁業協定の終了について」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/10/do_0123.html)
- ³¹ 外務省「高村外務大臣談話 新たな日韓漁業協定について」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/10/dko_0925.html)
- ³² 朝日新聞 2023年10月8日。
- ³³ 五百旗頭真「第6章冷戦後の日本外交」五百旗頭真編『戦後日本外交史第3版』有斐閣、2010年、248-250頁。
- ³⁴ 同上、256頁。
- ³⁵ 池東旭『韓国大統領列伝 権力者の栄華と転落』中央公論新社、2002年、226-228頁。
- ³⁶ 五百旗頭(2010)253・254頁。
- ³⁷ 김대중『김대중 자서전』경기도, 삼인, 2011年、107-110頁。
- ³⁸ 同上、110頁。
- ³⁹ 鈴木(2017)256頁。
- ⁴⁰ 田中(2020)128・129頁。
- ⁴¹ 佐野真一『凡宰伝』文藝春秋、2000年、225頁。
- ⁴² 中央調査社「小淵内閣支持率の推移」(<https://www.crs.or.jp/backno/old/No506/5062.htm>)
- ⁴³ 佐野(2000)225頁。
- ⁴⁴ 동아일보 7月12日「일본문화 개방-군사교류 중단」(<https://www.donga.com/jp/article/all/20010712/213766/1?m=kor>)
- ⁴⁵ 韓国行政安全部国家記録「일본 역사교과서 왜곡 파동」(<https://www.archives.go.kr/next/newsearch/listSubjectDescription.do?id=003028&sitePage=>)
- ⁴⁶ 外務省「靖国神社参拝に関する政府の基本的立場」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/yasukuni/tachiba.html>)
- ⁴⁷ 浅羽祐樹「第6章複合化する日韓関係」李鍾元、木宮正史、磯崎典世、浅羽祐樹『戦後日韓関係史』有斐閣、2017年、212頁。
- ⁴⁸ 同上、214頁。
- ⁴⁹ 朝日新聞 2007年3月6日朝刊「(社説)「慰安婦」発言 いらぬ誤解を招くまい」。
- ⁵⁰ 연합뉴스 2012年8月14日「日, 李대통령 일왕 사과 요구 발언에 반발」(<https://www.yna.co.kr/view/AKR20120814191100073>)
- ⁵¹ 日本経済新聞 2012年9月10日「天皇謝罪要求「誤解されている」韓国大統領が釈明」(https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM1004I_Q2A910C1FF1000/)
- ⁵² 鈴木(2017)259頁。
- ⁵³ アジア太平洋総合研究センター「韓国の科学技術人材育成・確保に関する調査」2013年、29頁。
- ⁵⁴ 日韓文化交流基金ニュースレターNo.12、2000年。
- ⁵⁵ 外務省「ワーキング・ホリデー制度」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/working_h.html)
- ⁵⁶ 外務省「日韓ワーキング・ホリデー制度」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/nk_wholiday.html)

-
- ⁵⁷ 日韓文化交流基金『日韓文化交流基金 30 年史』2014 年、25 頁。
- ⁵⁸ 鄭榮蘭「韓国における日本文化開放期の論議に関する政治的考察—「国会会議録」による反対論・慎重論・不可避論の分析(1994～2003)—」日本国際情報学会『国際情報研究』10 巻 1 号、2013 年。
- ⁵⁹ 李鍊「第 9 章 1998 年韓日首脳共同宣言以後の情報・文化交流について」奥野昌宏・中村桂子編『メディアと文化の日韓関係 相互理解の深化のために』新曜社、2016 年、177・178 頁。
- ⁶⁰ 文京洙『新・韓国現代史』岩波書店、2015 年、209 頁。
- ⁶¹ 李鍊(2016)178 頁
- ⁶² 同上、180・181 頁。
- ⁶³ 金恵媛、横山睦美『「外交青書」からみる日韓文化交流の歩み』『山口県立大学大学院論集第 9 号』2008 年、28 頁。
- ⁶⁴ 浅羽(2017)227 頁。
- ⁶⁵ 同上、227 頁。
- ⁶⁶ 李鍊(2016)180 頁。
- ⁶⁷ 外務省「日韓首脳の未来に向けた共同メッセージ 2002 年サッカー・ワールドカップ共同開催成功を超えて」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/world_cup.html)
- ⁶⁸ 金恵媛、横山睦美(2008)27・28 頁。

清水太陽「晩年期における渋沢栄一の企業家活動の一考察－埼玉県を事例として－」（該当頁 17 頁から 35 頁）は、著者の申し出により、掲載を取りやめました。

【論文】ユーロ圏のインフレに対する利上げの有効性

The effectiveness of interest rate hikes on inflation in the Eurozone

清水 良樹

キーワード: インフレ予想, 利上げ, インフレと経済成長のトレードオフ

I 問題意識

1. はじめに

ユーロ圏の 2023 年経済成長率予測は 0.7%である¹。米国の 2.1%、日本の 2.0%に比べると、先進国経済において差をつけられている。統一通貨ユーロが導入された 1999 年には、世界の GDP の 15.8%を占めていたユーロ圏だが、2022 年には 12%と大きく低下している²。中国やインド等の新興国シェアが年々高まっていることもあるが、導入国数が 11 カ国から 20 カ国に増加しても尚、経済成長に関しては他国よりも劣っている。こうした状況において、ECB(欧州中央銀行)は金融引き締め政策を実施している。物価抑制のために利上げで対応することは Phillips の仮説通りである。物価版フィリップス曲線³が示すように、インフレ率と失業率はトレードオフの関係である。したがって、ECB はユーロ圏の経済成長を犠牲にして物価抑制を実現しようとしている。これは適切な政策だろうか。

ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した天然ガスを中心としたエネルギー価格の急騰にユーロ圏は見舞われた。エネルギー価格上昇を起因とするインフレは、いわば供給サイドのインフレである。供給サイドのインフレに対して利上げによって抑制を掛ける政策の有効性に関して大いに疑念が生じた。

Phillips の仮説には、マネタリストからの批判がある⁴。自然失業率仮説に基づく、長期的なフィリップス曲線は垂直になるため、右下がりのフィリップス曲線の関係は短期的にしか成立しないという批判である。さらに、米シカゴ連銀の Goolsbee 総裁は、2023 年 9 月 28 日にピーターソン国際経済研究所で政策演説を行い、「最新のデータから明らかになったインフレの特徴を見誤ったまま伝統的な金融引き締めが行われれば、ほぼ確実にオーバーシュートする。」として、仮説通りの利上げを批判して金融引き締め政策のアップデートを主張している⁵。

以上の問題意識に基づいて、本稿では Phillips の仮説通りに実施されている ECB による利上げの物価抑制に対する有効性について検証する。

¹ IMF(2023)参照。

² 1999 年の数値は IMF(2000)統計付録 Table A を参照。2022 年の数値は IMF(2023)統計付録 Table A を参照。

³ フィリップス曲線は名目賃金上昇率と失業率に負の相関があるという仮説である。名目賃金上昇率とインフレ率には正の相関があることから、インフレ率と失業率にもまた負の相関関係が成立する。

⁴ 例えば Friedman(1968), Phelps(1968)

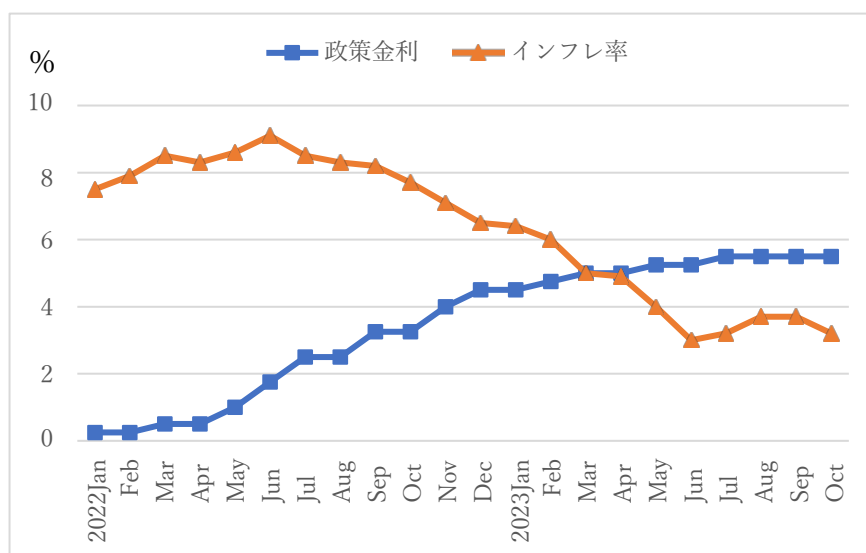
⁵ Goolsbee(2023)

II インフレ抑制に利上げが有効な米国と無効なユーロ圏

1. 米国とユーロ圏のインフレ率推移

(1) 米国の場合

図表 1 米国のインフレ率と政策金利の推移

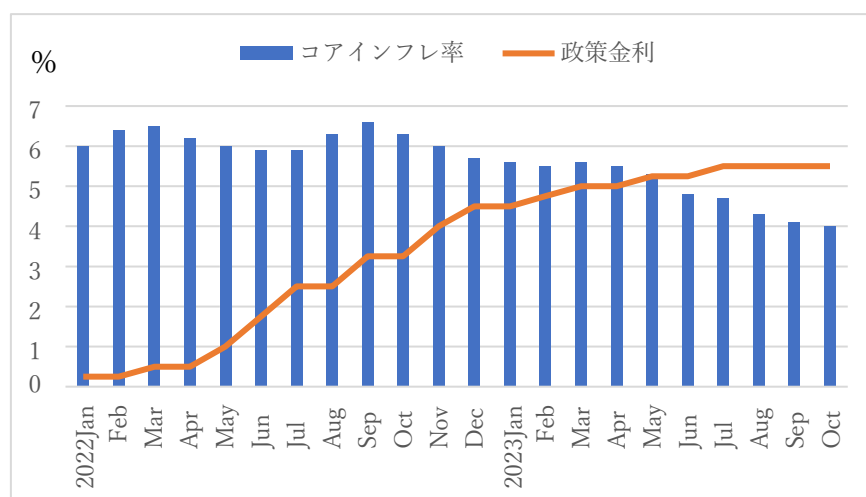


出典 FRB（政策金利）、Bureau of Labor Statistic（インフレ率）。

ECB と同様に米国の FRB もまた 2022 年 3 月から連続的な利上げを実施して物価上昇を抑制しようとした(図表 1 参照)。

米国では政策金利(短期市場金利)の上昇をきっかけにして、コアインフレ率が低下している(図表 2 参照)。米国の場合、利上げがコアインフレ率の低下に寄与したことで、物価の抑制に成功している。

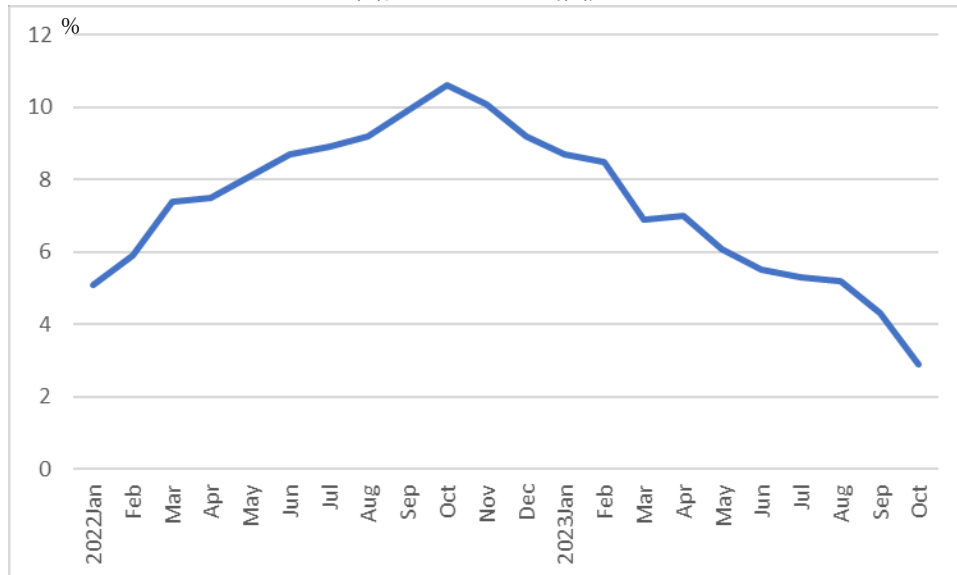
図表 2 コアインフレ率の推移



出典 ECB（政策金利）, Eurostat（インフレ率）.

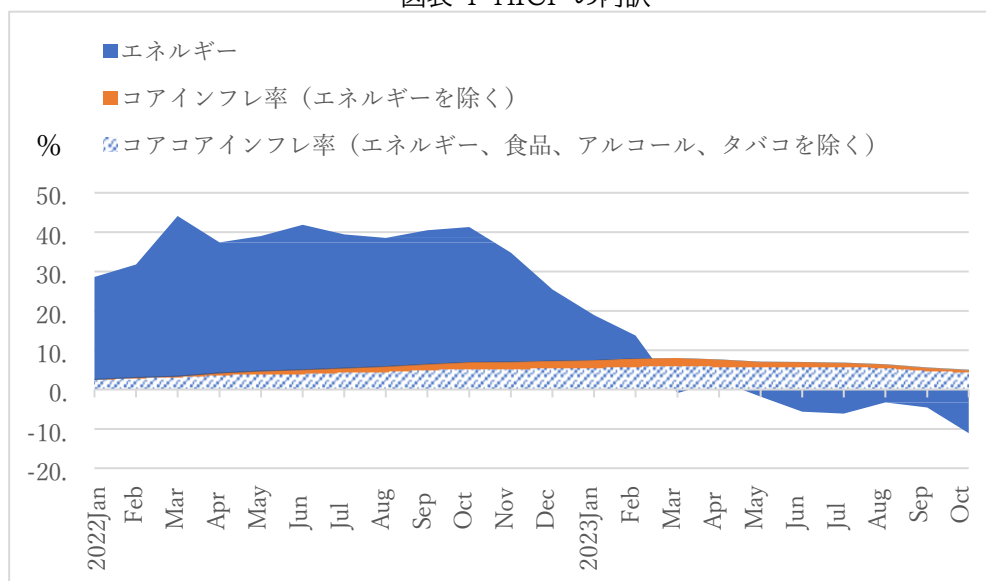
(2) ユーロ圏の場合

図表 3 HICP の推移



出典 Eurostat.

図表 4 HICP の内訳



出典 Eurostat. * 総合指数のウェイトを掛けずにそのまま表示

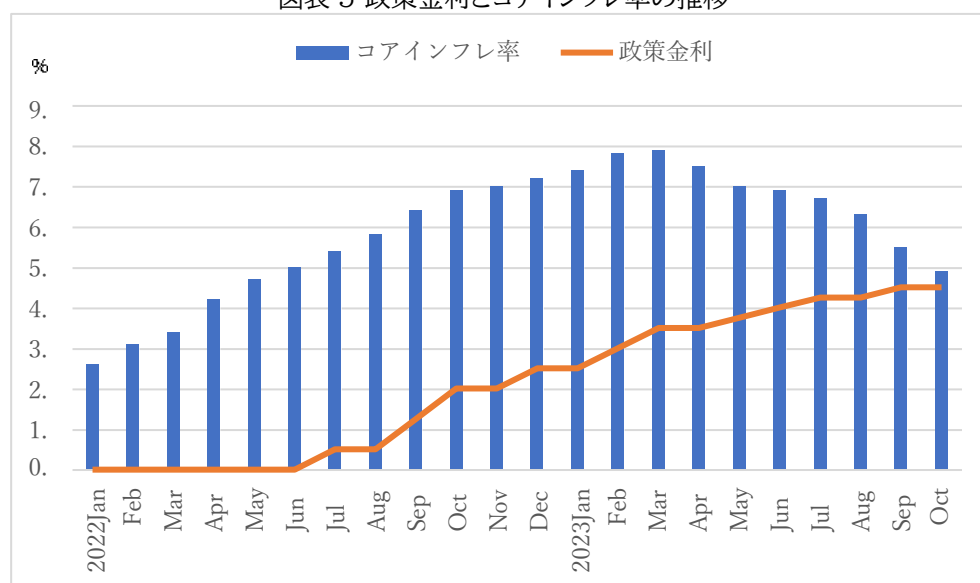
HICP⁶の内訳をみると、ロシアがウクライナ侵攻を開始した 2022 年 2 月 24 日以降にエネルギー価

⁶ HICP(Harmonised Indices of Consumer Prices)は、ECB(欧州中央銀行)の金融政策戦略における物価安定の統一された尺度。ECB 理事会は、ユーロ圏の HICP が 2%近辺で推移することを物価の安定として定義している。国内の HICP データは国家統計機関によって計算され、国別の集計と欧州の集計 eurostat(欧州統計局)

格の上昇が物価を押し上げていたことが確認できる。2023 年に入る前にエネルギー価格の上昇はピークを迎え、その後はエネルギー価格の低下が HICP を大きく低下させている(図表 3 および図表 4 参照)。

ECB は 2022 年 7 月から利上げを開始したが、それでも米国の場合とは異なりコアインフレ率は上昇していった(図表 5 参照)。エネルギー価格の低下によって HICP は大きく低下しているがコアインフレ率が依然として高いため利上げを継続している。

図表 5 政策金利とコアインフレ率の推移



出典 Eurostat.

2. 政策金利の変更とインフレ率との相関関係

政策金利の推移(月次)とインフレ率(月次)のデータを準備して相関係数を算出する。利上げがインフレ抑制に有効であれば-1に近い値が算出される。

(1) 米国は強い負の相関

政策金利のデータは FRB から、インフレ率のデータは Bureau of Labor Statistics を利用した。相関係数が-0.85158 であることから、2 つのデータが強い負の相関を持っているとわかる。負の相関とは、一方のデータが増加すると、もう一方のデータが減少する傾向があることを表すので、この場合、政策金利が上昇するとインフレ率が下降し、政策金利が下降するとインフレ率が上昇することを意味している。

(2) ユーロ圏は弱い負の相関

政策金利のデータは ECB から、インフレ率のデータは Eurostat を利用した。相関係数が-

によって作成される。

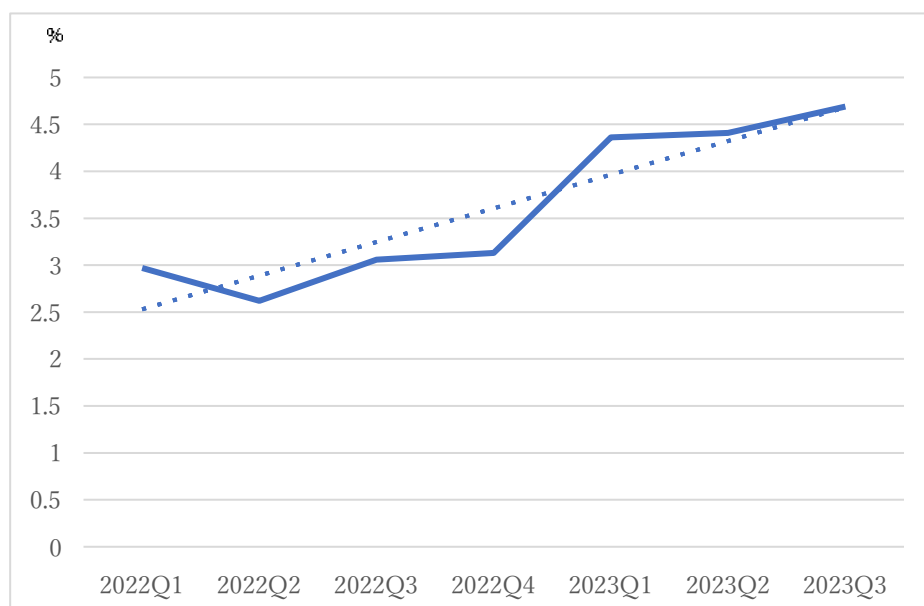
0.08589 であることから、2 つのデータが弱い負の相関を持っているとわかる。相関係数が-1 に近づくほど、負の相関の強さは高まるが、相関係数が-0.08589 という値は、負の相関がほとんどないことを示している。

相関係数を算出した結果、米国の場合は物価抑制に対する利上げの有効性は高いが、ユーロ圏の場合は利上げの有効性が低いといえる。

Ⅲ ユーロ圏のインフレ要因分析

1. ユーロ圏で高まる賃金上昇圧力

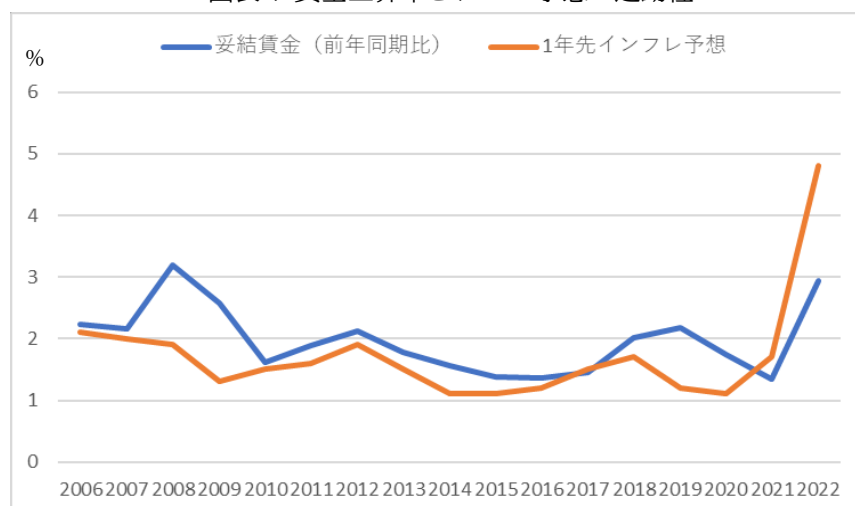
図表 6 ユーロ圏の賃金指標(前年比)



出典 ECB.

ユーロ圏における賃金水準の指標として妥結賃金(Negotiated wages)を用いる。妥結賃金は労使交渉の結果であり、労働協約の適用率が高いユーロ圏において、多くの既存労働者の賃金状況を反映するからである。ユーロ圏においては賃金が上昇し続けている(図表 6 参照)。賃金上昇が物価を押し上げていると推察できる。

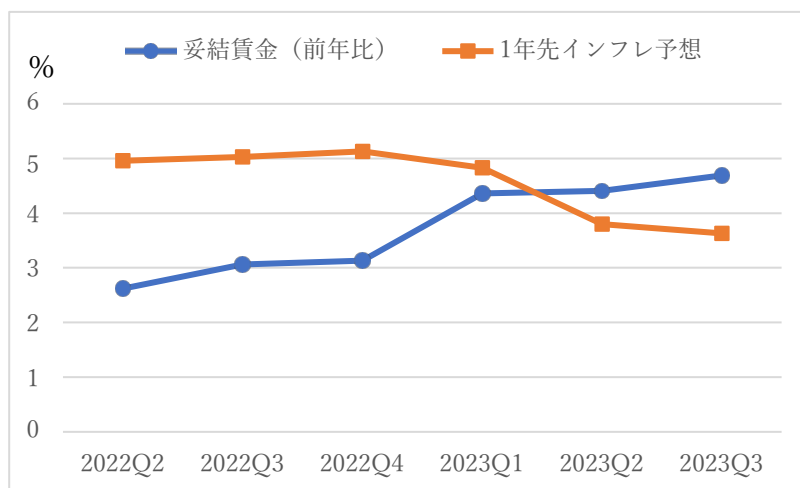
図表 7 賃金上昇率とインフレ予想の連動性



出典 ECB（妥結賃金）, CES（インフレ予想、中央値）.

妥結賃金と 1 年先の期待インフレ率が連動している(図表 7 参照)。つまり、人々は将来インフレが生じることを見越して労使交渉を行い、その結果賃金が上昇している。2022 年第 4 四半期以降、期待インフレ率は低下傾向にあるが妥結賃金は依然上昇している(図表 8 参照)。このことから労働者は実質賃金の上昇を求めていることがわかる。

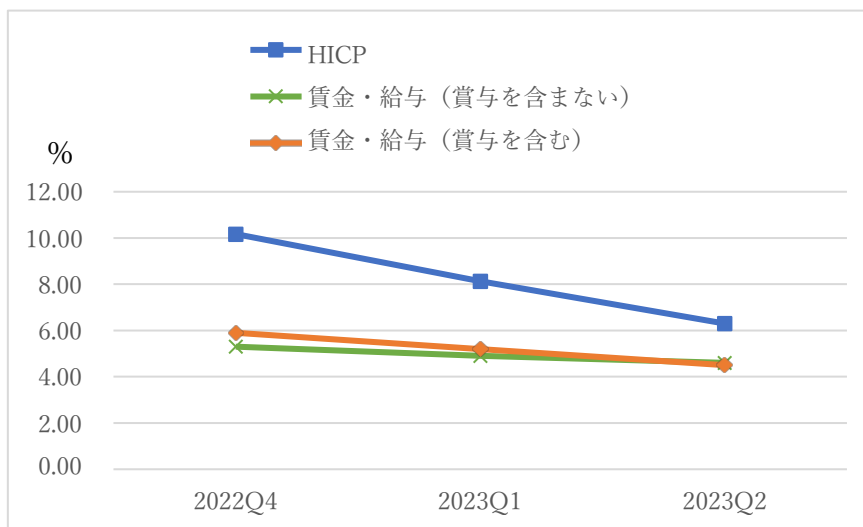
図表 8 賃金上昇率とインフレ率



出典 ECB (妥結賃金), CES (インフレ予想、中央値)。

全体のインフレ率は低下してきたものの、賃金・給与の上昇率とは依然として開きがあることからユーロ圏の実質賃金は低下している(図表 9 参照)。このことからユーロ圏においては今後も賃金上昇圧力が掛かり続けることが予測される。賃金上昇圧力はコアインフレ率を高く維持するだろう。

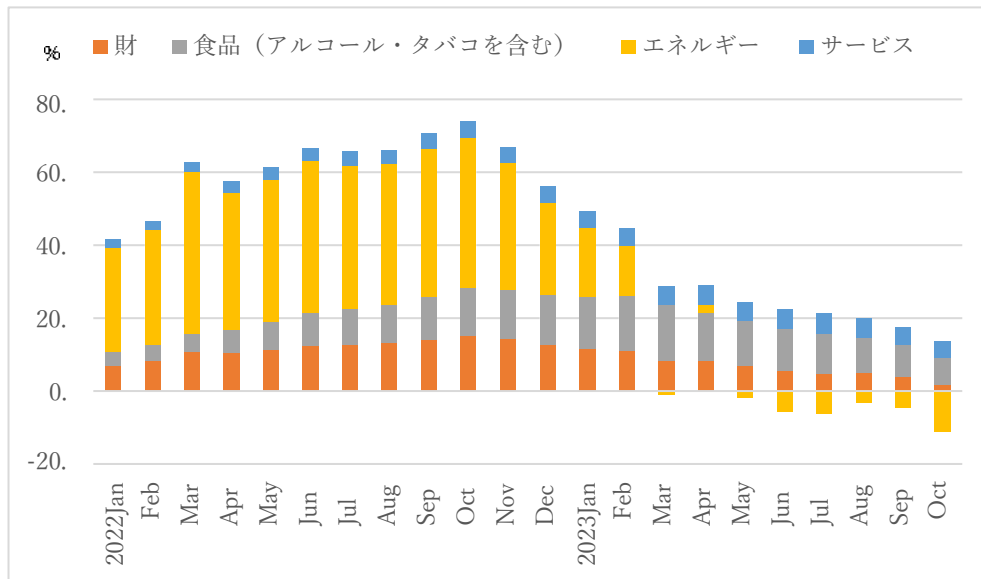
図表 9 インフレ率と賃金・給与上昇率の推移



出典 ECB.

2. インフレ予想を変化させるもの

図表 10 項目別インフレ率

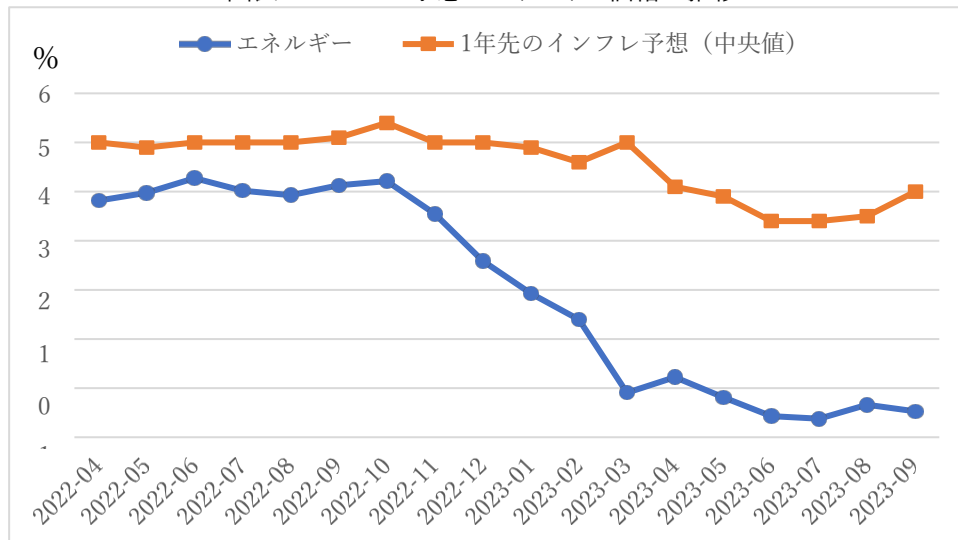


出典 ECB. *総合指数のウェイトを掛けずに表示

ユーロ圏のコアインフレ率内訳を確認するとサービス部分が低下していない(図表 10 参照)。賃金の伸びが、特にサービス部門で堅調を維持していることが指摘されている⁷。

サービス価格の押し上げが賃金上昇圧力によるものであり、賃金上昇圧力が人々の短期的なインフレ予想と連動しているということは、インフレ予想が変化することによってユーロ圏の物価水準もまた変化するということになる。

図表 11 インフレ予想とエネルギー価格の推移



出典 ECB (エネルギーは総合指数のウェイト 10.2 を掛けて算出) と CES (インフレ予想) から筆者作成。

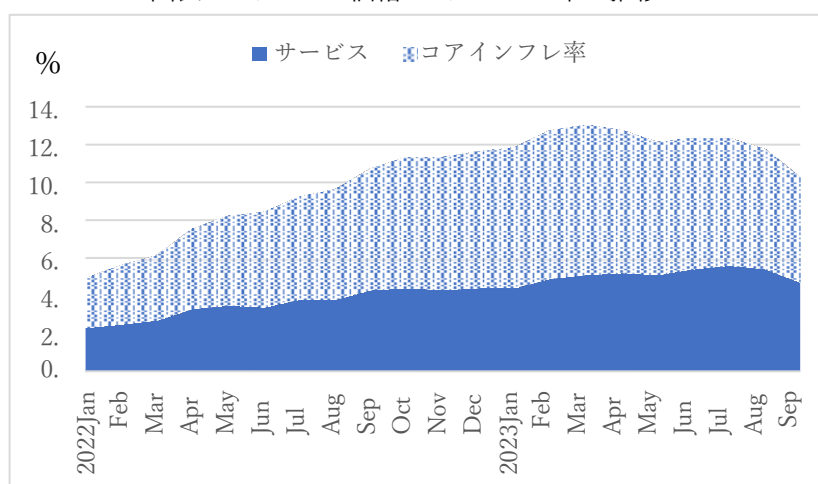
⁷ ECB(2023)

インフレ予想を変化させているのはエネルギー価格である。インフレ予想とエネルギー価格の連動性は高い(図表 11 参照)。インフレ予想とエネルギー価格の相関係数を算出すると 0.851296109 であった。因みに、インフレ予想と政策金利の相関係数は-0.755628661 なので、インフレ予想がエネルギー価格の実際の変動からより強く影響を受けているといえる。

3. コアインフレ率を低下させたもの

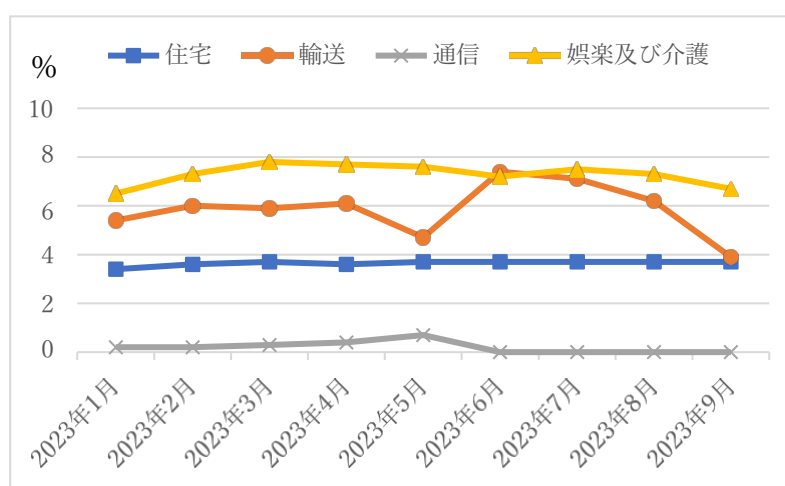
先述したように、サービス価格の上昇がコアインフレ率を押し上げていた(図表 12 参照)。したがって、直近のコアインフレ率の低下はサービス価格の低下が大きく寄与している。ECB によると、サービス価格の低下に大きく寄与したのは、観光と旅行における価格上昇圧力の緩和だとしている⁸。

図表 12 サービス価格とコアインフレ率の推移



出典 Eurostat.

図表 13 サービス価格の内訳



出典 Eurostat.

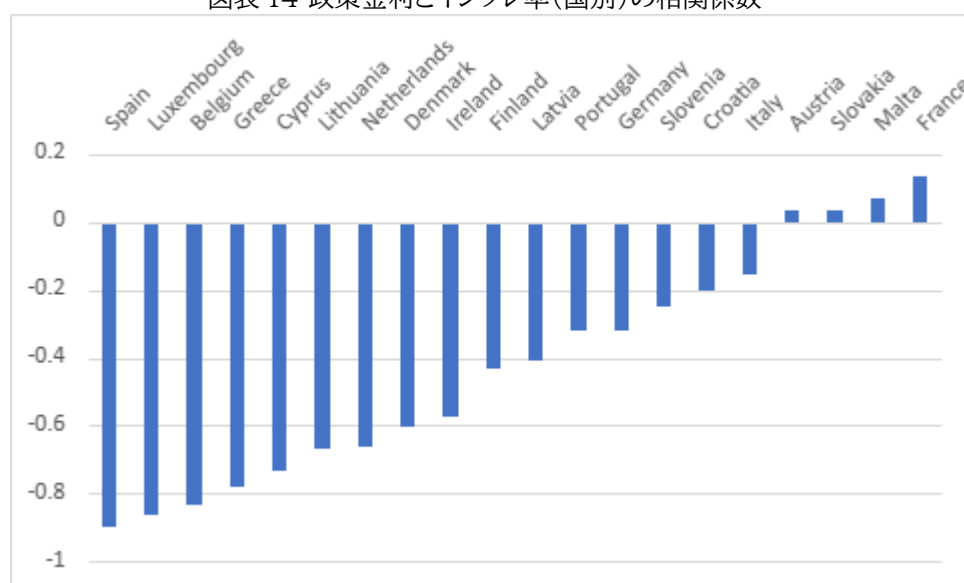
⁸ 同上。

サービス価格の内訳でみると輸送サービスが大きく低下している(図表 13 参照)。輸送サービス価格低下の背景として以下の説明がある。「サービス価格の伸び縮小に大きく寄与したのは、ドイツで 2022 年 6 月～8 月に実施された公共交通機関定額サービス(9 ユーロチケット)の裏の影響が剥落し、運輸サービスの伸びが急激に縮小したことである。ドイツの運輸サービス価格は 8 月の前年比 +14.0%から 9 月は同 +2.7%まで伸びが縮小し、サービス価格全体は 8 月の同 +6.8%から 9 月は同 +4.7%まで上昇ペースが鈍化した⁹」。その後ドイツでは、2023 年 5 月 1 日から月 49 ユーロ(約 7,400 円)で国内の鉄道や路線バスなどが乗り放題となる「ドイツチケット(Deutschland-Ticket)」の販売がスタートしている。CO2 排出規制の観点から実施された政策であるが、結果としてユーロ圏のサービス価格低下に大きく寄与している。

ユーロ圏のコアインフレ率の低下はサービス価格の低下によるものであり、それは特に輸送サービス部門において、政府による政策によってもたらされた価格低下である。つまり、利上げによる物価低下ではない。

4. 利上げが物価抑制に効果的なスペイン

図表 14 政策金利とインフレ率(国別)の相関係数



出典 政策金利は ECB、インフレ率は eurostat のデータを利用して算出。

ユーロ導入国 20 カ国で利上げの物価への反応度を検証した結果、最も反応度が高かったのはスペインであった(図表 14 参照)。利上げがインフレ予想を低下させることで実際の物価が低下するという仮説に従って、政策金利の推移とスペインのインフレ予想¹⁰の相関係数を算出した結果は -0.80157751 であった。政策金利が期待インフレ率低下に大きな影響を与えているといえる。利上げがイ

⁹ 松田(2023)

¹⁰ INE(国立統計局)のデータを使用。

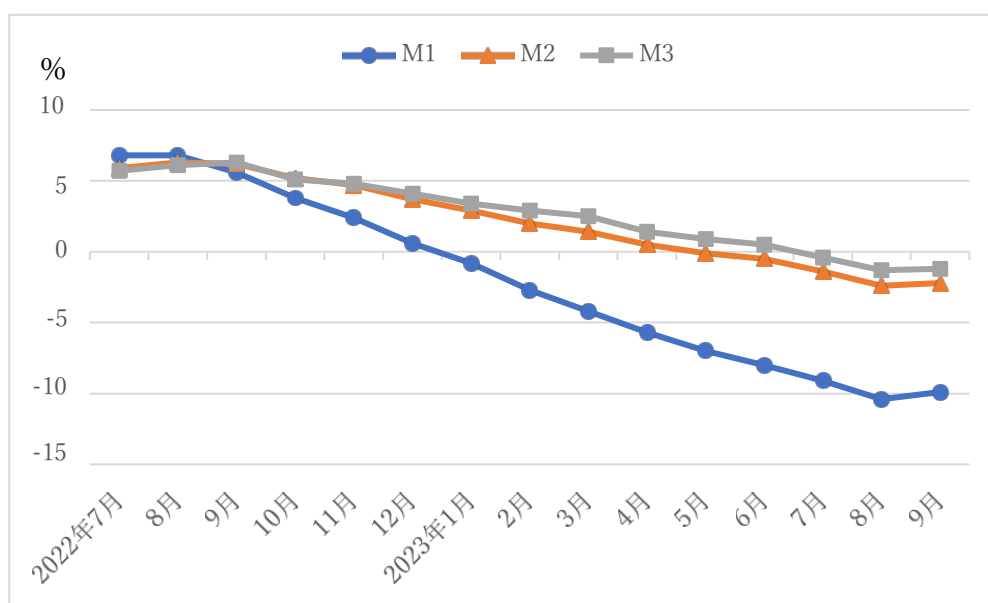
ンフレ予想を低下させたことでスペインは物価を抑制することができた。

IV ECB による利上げがもたらしたもの

1. マネーストックの縮小と信用収縮

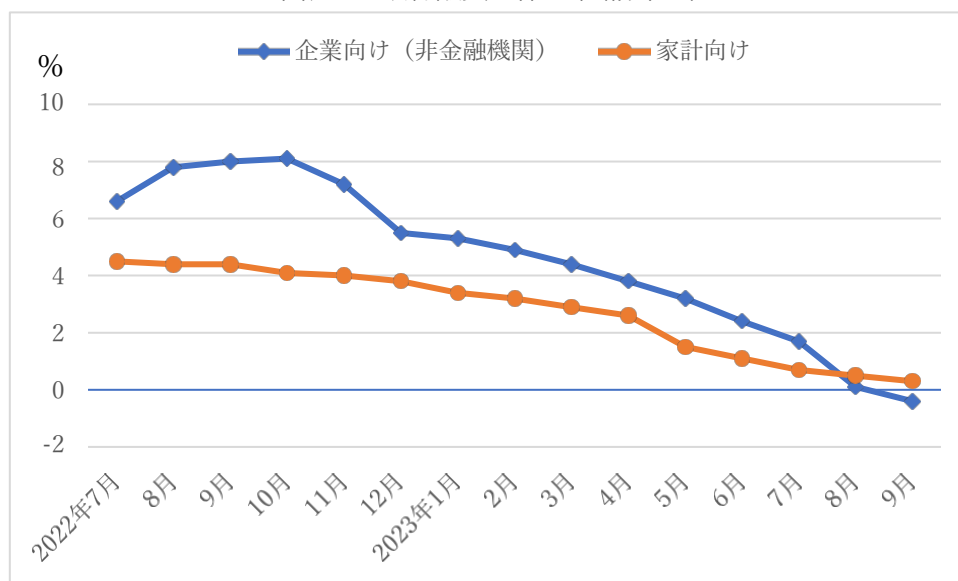
ECB による連続的な利上げによってマネーストックが減少し(図表 15 参照)、銀行融資の落ち込み(図表 16 参照)から信用拡大が抑制されてユーロ圏は低成長に陥っている。

図表 15 マネーストックの推移



出典 ECB.

図表 16 銀行融資の伸び率(前年比)



出典 ECB.

Eurostat によると、ユーロ圏の 2023 年第 3 四半期(Q3)の実質 GDP 成長率は前期比▲0.1% となり、3 四半期ぶりのマイナスだった。2022 年 Q4(▲0.1%)にマイナスになってから、ユーロ圏経済は 2023 年上半年にプラス成長を回復したものの、2023 年 Q1(+0.1%)と Q2(+0.1%)の実質 GDP 成長率は低く、足踏み状態となっていた。フィリップス仮説通りに経済成長を犠牲にしても物価を抑制することはできなかった。

V 結論

1. おわりに

まとめとして、ユーロ圏に生じたインフレと利上げとの関連について整理しておく。ロシアのウクライナ侵攻(2022 年 2 月 24 日)をきっかけに天然ガスの需給逼迫が生じる。天然ガス価格高騰が HICP の急上昇として反映された。これに対して ECB は利上げで対応したが、インフレ予想を低下させるほどの大きな反応はなかった。インフレ予想が反応をしたのはエネルギー価格であり、エネルギー価格が上昇していくなかでインフレ予想もまた上昇していった。インフレ予想の上昇は妥結賃金の上昇をもたらした。特にサービス市場における賃金上昇圧力が強く、サービス価格の上昇がコアインフレ率を押し上げた。その後のコアインフレ率の低下は、ドイツ政府による政策に関わる輸送サービスの価格低下が寄与している。天然ガスの既存供給元での増産や調達先の変更によって、ロシアからの輸入減少分を代替することでエネルギー価格は低下し、それに連なって HICP も大きく低下している。エネルギー価格とサービス価格の低下は利上げによるものではない。物価上昇抑制のために 2022 年 7 月から開始された ECB による利上げは、マネースtockと銀行による民間向け貸出の減少をもたらした。物価上昇抑制のための利上げの帰結は、物価を抑制することなく、経済成長を犠牲にすることとなった。

2. 残された課題

予想されたインフレにおいては金融政策が無効になるという本稿の結論は、合理的期待形成仮説と部分的に一致した。Muth は、価格あるいは数量の均衡値が人々の予想に依存して定まることを前提としており、その予想が均衡値の分布の平均を正しくいい当てるという仮説を立てた¹¹。Muth の仮説に基づいて、Lucas¹²、Sargent と Wallace¹³らによって金融政策の中立性が主張され、政策効果の無効化の論拠となっている。合理的期待形成仮説に関しては、期待の定義を巡って批判がなされている。例えば、Friedman¹⁴は完全情報下の合理的期待に対する現実的妥当性に疑念を持った。ユーロ圏においても合理的期待が形成されたという点に関しては肯定できない。

Knight は不確実性には 2 つの種類があるとして、ある事象に関する確率分布関数が既知である場合をリスク(risk)、そのような確率分布関数についての知識が存在しない場合を真の不確実性

¹¹ Muth(1961)

¹² Lucas(1972)

¹³ Sargent and Wallace(1975)

¹⁴ Friedman(1968)

(true uncertainty)と呼んで区別している¹⁵。合理的期待形成は、前者の意味でのリスクの範疇においてであり、対象となる事象が何度も繰り返し生じていて、その確率分布がかなり正確に定義できる場合に行われる予想である。情報化社会の現代においては誰もが多くのデータを利用することが可能である。政策立案関係者でなくても確率の高い予測を立てることができる。これは「予想された金融政策」と「予想されない金融政策」の議論に関わる部分である。政策発動の行動が民間経済主体にとって予想された場合と予想されない場合とでは効果が異なるとし、合理的期待形成仮説の立場からの裁量的政策批判となっている。Barro¹⁶はこうした理論仮説に基づき、米国の貨幣増加率を「予想された部分」と「予想されない部分」に分けて分析した。予想されない貨幣量の変化は失業や生産量に有意な影響を与え、予想された貨幣量の変化は失業や生産量に有意な影響を与えないことを実証的に示した。今回の ECB による利上げにはサプライズがなかったため、無効であったということもできるであろう。

日本銀行の「時間軸効果」もまたインフレ予想と政策効果の観点から導入された政策手法である。平成 11 年 4 月 9 日の金融政策決定会合を受けて、13 日の総裁記者会見で速水日銀総裁(当時)は「デフレ懸念が払拭できるような情勢になるまで、現在のゼロ金利を継続する」ことを言明(コミットメント)した。ゼロ金利に到達したことにより、市場がこれ以上の金融緩和は不可能だと判断することで長期金利等の上昇期待を形成することを回避することが政策の意図であった。Coibion と Gorodnichenko および Kamdar¹⁷らは、個人の主観的期待に関する詳細なミクロレベルの調査データを通じたリアルタイムの期待をマクロ経済分析に組み入れることで、従来の完全情報の合理的期待を前提としたフィリップス曲線の限界を克服しようと試みている。

金融政策効果を予測するにはインフレ予想を定義づける必要があるが、ここに不確定要素が残されてしまう。予想をする対象者の範囲、計測手法、さらに予想を計測するタイミングによって、予想は大きく変動するであろう。例えば、本稿における考察対象時期はインフレトレンドが強い局面であることから、自ずとインフレ予想が高まってしまう(下がりにくい)というものである。しかし、インフレトレンドが強い局面においてもスペインはインフレ予想を大きく低下させていた。ユーロ圏において、利上げがインフレ予想を変化させた国にはなにか共通点や特徴的な経済構造があるのかもしれない。今後は、人々の予想と金融政策効果に関する研究を通じて、金融政策がマクロ経済政策として適切な効果を発揮できるよう貢献していきたい。

¹⁵ Knight(1921)

¹⁶ Barro(1976)

¹⁷ Coibion and Gorodnichenko and Kamdar(2018)

参考文献

邦文文献

松田 健太郎, 2023,『ユーロ圏の高インフレは長期化へー 根強い賃金上昇圧力がサービス価格を押し上げる』リサーチ・フォーカス No.2023-019, 日本総研.
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/14371.pdf>, (最終閲覧日 2023 年 12 月 9 日).

欧文文献

Austan D. Goolsbee, 2023, “The 2023 Economy: Not Your Grandpa’s Monetary Policy,” Peterson Institute for International Economics, Washington, DC, Federal Reserve Bank of Chicago, Sept. 28.

Barro, R. J, 1976, “Rational Expectations and the Role of Monetary Policy,” *Journal of Monetary Economics*, Vol. 2, January, 1-32.

Coibion, O., and Y. Gorodnichenko, and R. Kamdar, 2018, “The Formation of Expectations, Inflation, and the Phillips Curve,” *Journal of Economic Literature*, Vol. 56, No. 4, 1447–1491.

European Central Bank(ECB), 2023, Economic Bulletin Issue 7, November 9.

Friedman, M, 1968, “The Role of Monetary Policy,” *American Economic Review*, Vol. 58, No. 1, 1-17.

International Monetary Fund(IMF), 2023, World Economic Outlook, October 10.

2000, World Economic Outlook, September 19.

John F. Muth, 1961, “Rational Expectations and the Theory of Price Adjustment.” *Econometrica*, Vol. 29, No. 3, 315-335.

Knight, F. M, 1921, *Risk, Uncertainty and Profit*, with a Foreword by G. J. Stigler, University of Chicago Press, 1971.
(桂木 隆夫訳, 佐藤 方宣訳, 太子堂 正称訳, 2021,『リスク、不確実性、利潤』筑摩書房.)

Lucas, R. E. Jr, 1972 “Expectations and the Neutrality of Money,” *Journal of Economic Theory* 4, 101-124.

Phelps, E. S, 1968, “Money-Wage Dynamics and Labor-Market Equilibrium,” *Journal of Political Economy*, Vol. 76, No. 4, 678–711.

Phillips, A. W, 1958, “The Relation between Unemployment and the Rate of Change of Monetary Wage Rates in the United Kingdom, 1861–1957,” *Economica*, November, 283–299.

Sargent, T. J. and N. Wallace, 1975, “Rational Expectations, the Optimal Monetary Instrument, and the Optimal Money Supply Rule,” *Journal of Political Economy*, Vol. 83, 241-254.

執筆者紹介

黒澤 愛美 東京富士大学経営学部 特命講師

清水 良樹 東京富士大学経営学部 専任講師

(論文掲載は、著者名アルファベット順)

清水太陽「晩年期における渋沢栄一の企業家活動の一考察－埼玉県を事例として－」は、著者の申し出により、掲載を取りやめました。

東京富士大学図書紀要委員会

青山 和正 浮谷 秀一 隅田 浩司 山川 悟 (50 音順)

富士論叢 65 巻 1=2 合併号

2024 年 3 月 31 日発行

編集 東京富士大学図書紀要委員会
発行 東京富士大学経営学部
学長 青山和正
東京都新宿区高田馬場 3-8-1
電話 (03)3368-8826

THE FUJIRONSO

Studies in Economics, Business Administration, and the Liberal Arts

Vol. 61, No1=2
(2024)

〈論文〉

- | | | |
|---|---|----|
| <i>The 1998 Japan – South Korea Joint Declaration
and Its Impact on the Current Relations</i> | <i>Aimi KUROSAWA</i>
<i>Specially Appointed
Associate Professor, Faculty
of Business Administration,
Tokyo Fuji University</i> | 1 |
| <i>At the request of the author, the paper titled “A Consideration on Eiichi Shibusawa's
Entrepreneurship in His Twilight Years” by Taiyou Shimizu has been withdrawn from this
collection.</i> | | 17 |
| <i>The effectiveness of interest rate hikes on inflation
in the Eurozone</i> | <i>Yoshiki SHIMIZU</i>
<i>Junior Associate Professor,
Faculty of Business
Administration, Tokyo Fuji
University</i> | 36 |
-

Faculty of Business Administration
Tokyo Fuji University
TOKYO JAPAN